

令和6年第2回矢掛町議会第1回定例会(第2号)

1. 会議招集日時 令和6年3月5日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分
(議事) 午前 9時30分
(散会) 午前11時33分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	川 上 淳 司	出	10	花 川 大 志	出
11	土 田 正 雄	出	12	浅 野 毅	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|                         |                               |
|-------------------------|-------------------------------|
| 町 長 山 岡 敦               | 副 町 長 山 縣 幸 洋                 |
| 教 育 長 山 部 英 之           | 病 院 管 理 者 村 上 正 和 (途中出席)      |
| 企 画 財 政 課 長 松 嶋 良 治     | 町 民 課 長 妹 尾 茂 樹               |
| 税 務 課 長 妹 尾 一 正         | 健 康 子 育 て 課 長 小 川 公 一         |
| 福 祉 介 護 課 長 稲 田 由 紀 子   | 産 業 観 光 課 長 池 田 敏 之           |
| 建 設 課 長 渡 邊 孝 一         | 上 下 水 道 課 長 平 井 勝 志           |
| 教 育 課 長 藤 原 徳 忠         | 病 院 事 務 長 坪 田 芳 隆             |
| 会 計 管 理 者 稲 田 欽 也       | 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長 小 出 優 子 |
| 総 務 防 災 課 長 代 理 立 川 人 士 | 企 画 財 政 課 財 政 係 長 石 井 亮 太 郎   |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 議案第23号 令和6年度矢掛町一般会計予算について  
議案第24号 令和6年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について  
議案第25号 令和6年度矢掛町介護保険特別会計予算について

- 議案第26号 令和6年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第27号 令和6年度矢掛町病院事業会計予算について  
議案第28号 令和6年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について  
議案第29号 令和6年度矢掛町水道事業会計予算について  
議案第30号 令和6年度矢掛町下水道事業会計予算について  
議案第31号 令和6年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について  
議案第32号 令和6年度矢掛町各財産区特別会計予算について

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（花川大志君） 皆さん、おはようございます。昨日に引き続き御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため会議の途中からの出席となる旨の申出がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 議案第23号 令和6年度矢掛町一般会計予算について

議案第24号 令和6年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について

議案第25号 令和6年度矢掛町介護保険特別会計予算について

議案第26号 令和6年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第27号 令和6年度矢掛町病院事業会計予算について

議案第28号 令和6年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について

議案第29号 令和6年度矢掛町水道事業会計予算について

議案第30号 令和6年度矢掛町下水道事業会計予算について

議案第31号 令和6年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について

議案第32号 令和6年度矢掛町各財産区特別会計予算について

**○議長（花川大志君）** 日程第1、議案第23号から議案第32号までの令和6年度各会計当初予算案件10件を一括議題といたします。それぞれ提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、議案第23号から議案第32号の令和6年度各会計の予算10議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

なお、各議案につきましては、一般会計予算と各特別会計予算につきましては、地方自治法第211条第1項の規定、また、病院、介護老人保健施設、水道、下水道の各企業会計予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

まずは、議案第23号、令和6年度矢掛町一般会計予算についてでございますが、令和6年度の予算編成につきましては、内容に入ります前に、国において、地方公共団体全体の歳入歳出総額の見込みを立てるものとして毎年度作成される地方財政計画に関しまして、簡単に触れさせていただきたいと思えます。

計画の規模としては93兆6,388億円で、前年度比1.7パーセントの増となっており、歳入面では、企業業績の回復等を背景に地方交付税を1.7パーセントの増、地方税及び地方譲与税を前年度とほぼ同額、臨時財政対策債を54.3パーセントの減として、一般財源総額では前年度を上回る62兆7,180億円を確保したものとしております。

このような状況の中、本町の予算編成にあたりましては、一貫して取り組むべき課題である人口減少対策を最重点テーマとしながら、引き続き住民生活に密着した施策、住民福祉の維持・向上に最大限配慮した予算編成に努めました。

以下、主な施策につきましては、令和6年度一般会計予算概要書を御覧いただきたいと思います。予算総額は98億5,000万円で、対前年比10.1パーセント、金額にして9億円の増となっております。

まず、合併70周年記念事業費としまして、町民みずからが提案・実施する町民提案事業45事業への

補助金を含め、さまざまな記念事業に係る経費を計上しております。

“優しさの70年 今までも これからも”をテーマに、さまざまな記念事業を町民の皆様とともに実施することで、一体感と郷土愛を醸成し、今後の本町の更なる発展に結び付けていく所存でございます。

次に、喫緊の課題である少子化・人口減少対策といたしましては、待機児童対策として、認定こども園の園舎増築を計画しておりますほか、新たに子育て世帯への福祉タクシー券交付や親子が過ごせる居場所づくり・父親の家事育児の推進等の少子化対策事業によりハード・ソフト両面から子育て環境の一層の充実を図るとともに、アパート建設に対する民間賃貸住宅等建設補助金や個人の住宅建設に対する定住促進助成金等により定住人口の増を図ることとしております。

また、新たな公共交通施策といたしまして、町内でのタクシーによる移動を定額で利用できる定額タクシー事業の構築・実施に係る経費を計上し、10月からの開始を目指すとともに、それまでの間の買物支援策といたしましては、役場と町内スーパー等を巡回する買い物バスの運行に係る経費を計上しております。

さらに、健康づくりや母子保健の拠点施設としての機能をより強化するため、健康管理センターの大規模改修を実施し、保健センターとして位置づけるとともに海洋センターへトレーニングルームを増設し、これまでの健康管理センターの機能の一部を移動することを計画しておりますとともに、新たな取組といたしまして、健康づくりにつながるさまざまな活動に対してポイントを付与する仕組みをDXも活用して構築し、町民の健康増進を図る健康ポイント事業についても計上いたしております。

また、今後の防災対策につなげるため、排水機場の能力検証調査に係る経費を計上しておりますほか、能登半島地震での大きな被害の一因ともなりました未耐震の木造住宅の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震診断及び補強計画の作成に係る補助金について、補助額を上乗せして実施すべく所要の経費を計上いたしております。

一方、ハード事業においては、町道辻堂線改良や狭あい道路整備等の道路改良事業をはじめ、かわまちづくり事業、危険ため池の廃止事業、道路防災や浸水対策の防災対策事業、矢掛小学校のトイレ改修事業等に所要の経費を計上しております。

なお、ここ数年で大きく寄附額を伸ばしております、ふるさと納税の寄附金につきましては、寄附額を6億円と見込み、返礼品等の必要経費を計上しておりますとともに経費へ充当した残額を寄附者の意思も尊重しながら、さまざまな事業へ充当し活用させていただくことといたしております。

以上、令和6年度の予算編成の概要を申し上げます。詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第24号、令和6年度矢掛町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ16億3,500万円を計上しており、前年度当初に比べまして400万円の増額となっております。

主な内容といたしましては、歳出では被保険者の減少を見込み、保険給付費を前年度比3,269万6,000円の減とし、医療給付を行うための岡山県への納付金について、岡山県から示された額に基づき前年度比2,162万9,000円の増といたしております。また、この特別会計の財源といたしましては、国民健康保険関係法令に基づきまして、保険税、岡山県からの補助金、繰入金等を計上いたしております。また、支払準備基金繰入金7,000万円を計上いたしており、これにより保険税率は据置きといたします。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 25 号、令和 6 年度矢掛町介護保険特別会計予算についてでございますが、事業勘定が 2 つございますが、まず、保険事業勘定につきましては、予算総額が 20 億 6,100 万円で前年度に比べまして 3,900 万円の増額となっております。予算の約 93 パーセントを占める保険給付費につきましては、前年度当初予算に比べまして 4,941 万 7,000 円の増額でございます。

次に、サービス事業勘定につきましては、予算総額 1,900 万円で、予防プラン作成に要する費用等を計上いたしております。また、この特別会計全体の財源といたしましては、介護保険法の規定によりまして、保険料、国、県、支払基金及び町のそれぞれ定められた負担率で計上いたしております。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 26 号、令和 6 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ 3 億 1,900 万円を計上しており、前年度当初に比べまして 5,700 万円の増額となっております。

主な内容につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金について、前年度比で 5,706 万 7,000 円の増としております。また、歳入につきましても、後期高齢者医療保険料について、前年度比 4,810 万円の増としております。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 27 号、令和 6 年度矢掛町病院事業会計予算についてでございますが、令和 6 年度予算につきましては、収益的収支では、収入・支出ともに 17 億 7,400 万円の収支均衡予算で調整しております。また、資本的収支につきましては、収入は 1 億 4,400 万円とし、支出は医療機器更新の経費など 2 億 300 万円を計上させていただいております。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 28 号、令和 6 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算についてでございますが、令和 6 年度予算につきましては、収益的収支では、収入・支出ともに 3 億 2,600 万円の収支均衡予算で調整しております。また、資本的収支につきましては、収入は 4,311 万円、支出は介護用機器更新の経費など 5,981 万円を計上させていただいております。

詳細につきましては、介護老人保健施設事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 29 号、令和 6 年度矢掛町水道事業会計予算についてでございますが、令和 6 年度予算につきましては、収益的収支では、減価償却費や施設維持管理経費の増額などの影響により 5,500 万円の赤字予算で調整しております。また、資本的収支では、新水源築造事業費や老朽管の耐震化更新事業費、中央配水池の耐震改修に向けた実施設計業務費など、強じんな水道事業構築のための費用を計上させていただいております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 30 号、令和 6 年度矢掛町下水道事業会計予算についてでございますが、令和 6 年度の予算につきましては、収益的収支では、維持管理経費の増加などの影響により 4,500 万円の赤字予算で調整しております。また、資本的収支では、令和 5 年度から継続費で実施しております矢掛浄化センター長寿命化事業費、耐震化工事費など安定した汚水処理実現のための経費を計上させていただいております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 31 号、令和 6 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算についてでございますが、予

算総額は290万円で、事務的経費を計上いたしております。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第32号、令和6年度矢掛町各財産区特別会計予算についてでございますが、各財産区予算の提出に際しましては、それぞれ財産区管理会におきまして御同意いただいたものを提出しております。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上、議案第23号から議案第32号までの提案理由及び説明でございます。どうぞ、御審議の程よろしくお願いいたします。

**〇議長（花川大志君）** 次に、議案の詳細な内容の説明を求めます。企画財政課長。

**〇企画財政課長（松嶋良治君）** それでは、議案第23号、令和6年度矢掛町一般会計予算について、御説明申し上げます。

それでは1ページで、まず第1条ですが、予算の総額を98億5,000万円とさせていただくものでございます。次の第2条債務負担行為と第3条地方債につきましては、それぞれ第2表、第3表に載せておりますので、この後、説明をさせていただきます。次に、第4条で一時借入金でございますが、借入れの最高額を8億円とさせていただいております。次に、第5条の歳出予算の流用で、これは流用の特例として定めさせていただくものですが、給料、職員手当等及び共済費について、同一款内で各項の間の流用ができるとさせていただくものでございます。

それでは、第2表の債務負担行為から説明させていただきますので、7ページをお開きください。7ページでございます第2表債務負担行為、これは、後年度にわたる町の負担内容で5件ございますが、上から3件につきましてはいずれも農業関係資金の利子補給金でございます。4件目は排水設備工事資金の利子補給金で、5件目は土地開発公社が事業資金として金融機関から借り入れた借入金に対する損失補償でございます。

一枚おめくりいただきまして、次に第3表地方債でございますが、この当初予算での起債の状況でございます。全部で24件ございますが、充当事業等を順に説明させていただきます。

まず、最初の一般管理事業と次の財産管理事業は、公用車として電気自動車の購入費用と電気工事に充てる脱炭素化推進事業債でございます。

次の企画事業は、井原鉄道株式会社の設備改修等への補助で、過疎対策事業債ハード分でございます。

次の防災対策事業は、町道宇根川堤防東線や排水機場更新事業に充てる緊急自然災害防止対策事業債及び道々川浚渫に充てる緊急浚渫推進事業債でございます。

次の老人福祉センター管理事業は、地域福祉バスの運行事業で、過疎対策事業債のソフト分でございます。

次の児童福祉施設事業は、中川保育園駐車場整備に充てる過疎対策事業債ハード分、次の児童福祉施設建設事業は、認定こども園増築事業に充てる過疎対策事業債ハード分でございます。

次の保健衛生総務事業は、水道事業会計への出資金に充てる一般会計出資債でございます。

次の健康管理センター管理事業は、健康管理センター改修事業で、過疎対策事業債ハード分、緊急防災・減災事業債でございます。

次のじん芥処理事業は、西部衛生施設組合の焼却場及び熱利用施設建設費負担金への充当で、これも過疎対策事業債ハード分でございます。

次のダム管理事業は、鬼ヶ岳ダム改修事業負担金に係るもので、一般補助施設整備等事業債を充てる

ものでございます。

次のかんがい排水事業は、老朽ため池整備の県営事業に対する負担金について、公共事業等債を活用するものでございます。

次の水車の里フルーツトピア事業は、指定管理委託料に充てる過疎対策事業債ソフト分でございます。

次の林道改良事業は、林道羽無線改良事業に充てる過疎対策事業債ハード分でございます。

次の観光事業は、観光施設の指定管理委託料について過疎対策事業債ソフト分を活用するものでございます。

次の土木総務事業は、県工事負担金に充てる過疎対策事業債ハード分でございます。

次の道路維持事業は、道の駅指定管理委託料に充てる過疎対策事業債ソフト分と橋りょう補修事業に充てる過疎対策事業債ハード分、次の道路新設改良事業は、道整備交付金事業、狭あい道路整備等促進事業等に、過疎対策事業債ハード分と公共事業等債を充てるものでございます。

次のかわまちづくり事業は、工事費、委託費、土地購入費等について、過疎対策事業債ハード分を充てるものでございます。

次の常備消防事業は、井原地区消防組合の高規格救急車購入負担金に、過疎対策事業債ハード分を充当するものでございます。

次の小学校管理事業は、矢掛小学校トイレ改修に過疎対策事業債ハード分を充当するもの、次の体育施設管理事業は、総合運動公園指定管理委託料に充てる過疎対策事業債ソフト分、次の海洋センター事業は、トレーニングジム新設に充てる過疎対策事業債ハード分でございます。

最後の臨時財政対策債は、普通交付税にかわるもので、後年度 100 パーセント交付税措置があるものでございます。

以上、総額で 12 億 1,340 万円となっております。

それでは、続きまして、予算書の次につづっております当初予算編成概要を説明させていただきます。横向きになりますが、当初予算編成概要を御覧ください。表紙をめくっていただきまして、1 ページの概要につきましては、町長の提案説明の中でも主要なものは申し上げておりますので割愛させていただきます、次の 2 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の状況をグラフと表で示しております。特徴的なところを説明いたしますと、上の自主財源では、その根幹である町税 ―― 表の一番上でございますが、町税が全体で 15 億 8,100 万円、対前年度 1.8 パーセントの減で収入見込みを計上いたしております。

増減の大きなものでは、自主財源の真ん中辺りにあります寄附金の増は、ふるさと納税の大幅な伸びによるもの、その下の繰入金増は、財政調整基金等基金繰入金の増によるものです。自主財源の一番下、諸収入の増は、デジタル基盤整備の助成金の増が主な要因でございます。

**○議長（花川大志君）** 課長、少しストップしてください。いま、概要書の説明を行っておりますので、資料を議員の皆さんは、当初予算編成概要を御覧ください。横向きの資料でございます。

企画財政課長、引き続きよろしくお願いいたします。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** はい。予算編成概要の今 2 ページの歳入の部分の説明をいたしております。で、その右側の表、上の自主財源の部分を先ほどまで申し上げておりますので、続いて表の下部分、依存財源の部分から説明をさせていただきます。

依存財源は、歳入の約 4 割を占める地方交付税、依存財源の下の方に書いてありますが、地方交付

税を 35 億 9,500 万円、対前年度 1.6 パーセント増で計上いたしております。増減の大きなものでは、地方交付税の一つ上にあります地方特例交付金が 4,980 万円の増、これは、国の施策であります定額減税による個人町民税の減収の補填分による増でございます。一番下の町債はハード事業の増加に伴い大幅な増加となっています。

以上が、歳入の状況です。

一枚おめくりいただきまして、3 ページをお開きください。歳出の状況です。上段が目的別で、予算書の款の区分でございますが、構成比の順で言いますと、民生費が全体の 25.9 パーセントを占めておりまして、次いで、総務費 16.8 パーセント、土木費 13.7 パーセント、衛生費 12.7 パーセントとなっております。増減の大きいものでは、上から 2 番目の総務費の増については、定額減税補足給付事業や自治体情報システム標準化・共通化対応等によるもの、その 2 つ下の衛生費の増については、健康管理センター大規模改修や新焼却場建設に伴う西部衛生施設組合負担金の増、その 3 つ下の土木費の減は、都市再生整備事業の計画期間終了等が主な要因です。

下の表になります。これが性質別でございます。特徴的なものを申し上げますと、中ほどにあります補助費等の増は、西部衛生施設組合負担金の増や定額減税補足給付金の計上によるもの。その下の普通建設事業費の増は、健康管理センター改修等の大型ハード事業の増。下のほうへ下がって、投資・出資の減は水道事業への出資金の減が主な要因です。

以上、特徴的なもののみ説明させていただきましたが、続いて、事項別明細について説明させていただきます。続いて、この資料の 4 ページをお開きいただきたいと思います。なお、新規事業、あるいは主要事業を中心に説明させていただきますので、よろしくお願いします。表につきましては、左から、款、項、目、事業の順となっております、目、事業の欄を中心に説明させていただきます。

まず議会費ですが、議員報酬、議会広報紙などの必要経費を計上しております。

次の総務費ですが、1 の一般管理費では、総務部門の人件費、事務費など一般経費を計上しております。このほか、自治組織補助金、コミュニティ補助金などを計上しておりますが、本年度は、電気自動車 4 台分の購入費や国主導で進めております情報システム標準化・共通化対応に要する経費等を計上しております。2 の財産管理費では、庁舎管理経費などを計上しております。3 の企画費では、地域公共交通対策としてバス路線などへの補助、井原線事業では基盤設備維持補助金、人口増・定住促進対策として結婚推進関連の事業や空き家活用に向けた空き家改修補助金、そして地域おこし協力隊の経費などのほか買い物バス運行や振興計画基礎調査に掛かる経費、特産品ブランド化のための専門家への委託料、新規事業である定額タクシー事業等を計上しております。4 の公聴広報費では、広報やかげやくらしのカレンダーの発行及び各戸配布に伴います経費などを計上しております。5 の交通安全対策費では、交通安全啓発活動やカーブミラーなどの交通安全施設の整備費、そして安全運転支援装置整備補助金などを計上しております。6 の公害対策費では、町内の河川などの水質検査委託料について計上しており、7 の地域振興費には、宇内ホテル公園の管理経費などを計上しております。8 の協働のまちづくり推進費では、ふるさと創生事業補助金、一枚おめくりいただきまして、次の 5 ページでは、地域支援員の人件費、まちピカ応援事業などの経費を計上しております。9 のクリーンな町推進費では、環境保全美化活動などの経費、10 のクリーンハウス管理費では、施設管理の経費、12 の国際交流事業費では、保育園などの英語指導助手 2 名の人件費、13 の駅前広場管理費では、井原線の町内 3 駅の管理費を計上しております。14 の合併 70 周年記念事業費では、記念式典開催や記念品配付に要する経費、町民提案事業補助



金のほか各課において実施する記念事業に係る経費を計上いたしております。15の消費者行政活性化事業費では、消費者相談窓口等の経費及び特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金を計上しております。17の防災対策事業費につきましては、継続事業である町道伏村線の防災対策工事や地域防災計画改訂に係る委託費、防災避難情報配信システムの改修費、防災士資格取得や自主防災組織活動への補助、排水機場更新等の浸水対策事業などを計上しております。21のふるさと納税事業費につきましては、ふるさと納税の返礼品や寄附募集サイト利用料等の必要経費を計上しております。23定額減税補足給付事業費では、令和6年度に実施する所得税と町民税所得割の定額減税において、減税しきれない方に対する差額分の補足給付に要する経費を計上いたしております。

一枚おめくりいただきまして、6ページを御覧ください。徴税費に移りまして、1の税務総務費には、税務部門の人件費、事務経費などを計上しており、2の賦課徴収費には、賦課徴収の諸経費を計上しておりますほか高梁川流域連携中枢都市圏事業として行う相続人不存在等不動産利活用推進事業を計上しております。

3の戸籍住民基本台帳費では、戸籍や住民基本台帳等の事務にかかる経費のほかマイナンバーカードの交付に係る経費等を計上しております。

4の選挙費では、委員報酬、事務費のほか11月11日に任期満了となる県知事選挙の経費を計上しております。

5の統計調査費では、農林業センサス調査など各種の統計調査に係る経費でございます。

6の監査委員費につきましては、委員報酬などのほか事務経費の計上でございます。

次の民生費に移りまして、1の社会福祉総務費には、福祉関係職員の人件費のほか、主なものでは100歳の方への長寿祝金、権利擁護センターの委託費、社会福祉協議会補助金、国保特別会計への繰出金、民生委員・児童委員の活動経費や難病給付金などのほか多様な支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の整備のための重層的支援体制整備事業を計上しております。一枚おめくりいただきまして、7ページを御覧ください。2の老人福祉費では、シルバー人材センター補助金、介護保険会計と介護老人保健施設会計への繰出金、リサイクル福祉基金事業、高齢者等見守り事業など各種老人福祉施策を計上しております。3の後期高齢者医療費では、後期高齢者医療広域連合への負担金などを、4の老人福祉センター管理費では、施設の管理費、また地域福祉バス運行経費などを計上しております。5の障害者福祉費では、身体・知的・精神の三障害に関する福祉支援施策に要する経費を計上しております。6のひとり親家庭等医療費から11の人権政策推進事業費までは、それぞれの福祉施策経費を計上しております。18の電力等価格高騰支援給付金事業費では、令和6年度に新たに非課税又は均等割のみ課税となる世帯に対し、令和5年度と同様、世帯当たり10万円と子ども1人当たり5万円を給付する事業に要する経費を計上しております。

一枚おめくりいただきまして、8ページを御覧ください。児童福祉費に移りまして、1の児童福祉総務費では、職員の人件費のほか誕生祝金、放課後児童クラブの運営経費などとともに、子ども・子育て支援事業計画策定の委託費や子育て世帯等への福祉タクシー助成に係る経費、親子が過ごせる居場所づくりや父親の家事育児の推進等の少子化対策事業を計上しております。4の子ども医療費では、原則18歳までを対象とした医療費の無料化を継続計上しております。5の児童福祉施設費では、認定こども園と3保育園の運営経費を、6の児童福祉施設建設費では、認定こども園の園舎増築に要する経費を計上しております。7の児童公園費では、ネバーランドの管理運営経費を、8の子育て支援センター管理費で

は、施設の管理運営経費を、10の児童措置費では、児童手当に要する経費を、12の障害児福祉費では、障害児通所給付費を計上しております。

続いて衛生費に移りまして、1の保健衛生総務費では、診療体制確保のための町内医療機関への補助金などのほか病院事業会計、水道事業会計への繰出金を計上しております。一枚おめくりいただきまして、9ページを御覧ください。2の予防費では、予防接種費としてインフルエンザほか予防接種委託料と合わせ、おたふくかぜなどの各種予防接種への助成金、電子予診票システムの試験運用に係る経費を計上しております。3の健康増進費では、各種がん検診委託料などと合わせ、各種フレイル対策に重点を置いた高齢者保健・介護予防一体的実施事業のほか、新規事業として健康ポイント事業に要する経費を計上しております。4の環境衛生費では、西部衛生施設組合負担金、合併浄化槽及び排水設備に係る設置補助金などとともに、環境フェア等の温暖化対策のための啓発に係る経費を計上しております。5の健康管理センター管理費では、健康管理センターの運営管理費と大規模改修に要する経費を計上しております。6の母子保健費では、妊婦・乳児検査の委託料や妊婦健診支援助成事業交付金、不妊治療助成事業交付金、妊産婦医療費助成金などを計上しております。7のエコタウン事業費では、家庭での断熱窓・エコキュートなどの省エネ設備を導入した場合への補助事業に加え、町全体での温暖化対策に取り組むための計画策定に要する経費や、新規事業として、自家消費型太陽光発電設備導入促進補助金を計上しております。9の出産・子育て包括支援事業費では、母子保健コーディネーター設置や産後ケア・産婦健診委託費、出産・子育て応援給付金等を計上しております。

一枚おめくりいただきまして、10ページを御覧ください。清掃費に移りまして、1のじん芥処理費では、一般廃棄物収集委託料、井原地区清掃施設組合と西部衛生施設組合への負担金などと合わせ、家庭ゴミ減量化策としての生ごみ処理機購入補助金などを、2のし尿処理費では、MICS事業負担金などを計上しております。

農林水産業費に移りまして、1の農業委員会費では、農業委員会委員や農地利用最適化推進委員の報酬などを計上しております。2の農業総務費では、職員の人件費などを、3の農業振興費では、多面的機能支払交付金事業、新規就農者支援事業など農業振興の各事業経費とともに、農業振興対策基金を活用した事業として、有害鳥獣侵入防止柵整備支援、農地流動化助成などを計上しております。一枚おめくりいただきまして、11ページを御覧ください。4の畜産振興費では、井戸水送水設備に係る経費等を計上しております。5のダム管理費及び6の農村環境改善センター管理費では、各施設の管理経費を計上しておりますが、ダム管理につきましては、県営の鬼ヶ岳ダム改修事業に係る負担金を計上しております。9のかんがい排水費では、排水路整備、単町のかんがい排水事業、排水機場の管理経費などに加え、排水機場の能力検証調査及び美山川パイプラインの機能診断・保全計画策定に係る委託費と、防災対策としまして、ため池ハザードマップの作成及び危険ため池の廃止に係る事業費などを計上しております。10の農道維持費は、農道の補修等に係る経費を、13の水車の里フルーツトピア費では、指定管理委託料のほか施設照明のLED化改修等に要する経費や乗用草刈機の更新経費などを計上しております。14の農業者戸別所得補償制度推進事業費及び16の中山間地域等直接支払事業費では、それぞれの補助金・交付金を計上しております。17の中山間地域総合整備事業費では、県営事業の関連工事費を計上しております。

林業費に移りまして、1の林業総務費では職員の人件費、2の林業振興費では、12ページにかけまして、森林クリーン事業補助金やイノシシなどの有害鳥獣駆除事業費などを、また森林経営管理事業とし

て、森林保険料や森林管理の間伐委託料などを計上しております。3 の林道維持費は、林道維持に係る委託料など、4 林道改良費は、林道羽無線の拡幅工事に要する経費を計上しております。

次の商工費に移りまして、1 の商工総務費では、職員の人件費等、2 の商工振興費では、商工会への補助金、商品開発等支援事業補助金、企業立地促進奨励金や空き家活用新規創業支援事業補助金、やかげの匠登録事業に係る経費などを計上しております。3 の観光費では、やかげDMOの運営・事業実施に対する補助や道の駅を活用したイベント開催等の実施予定事業に対する補助、町家交流館等の指定管理者への管理委託料のほかマルナカ跡地への人工芝植付けに要する経費などを計上しております。

土木費に移りまして、項の1 土木管理費では、人件費や県工事負担金などのほか木造住宅耐震化の促進に関する補助金、住宅リフォーム補助金、住宅新築に対する定住促進助成の補助、民間賃貸住宅等建設補助金などに加え、空き家所有者への意向調査の委託費と、新規事業として管理不全空家対策事業補助金を計上しております。一枚おめくりいただきまして、13 ページを御覧ください。

2 の道路橋りょう費では、継続事業である道整備交付金による道路改良や狭あい道路整備など、道路・橋りょうの維持管理、整備事業費などとともに、道の駅の指定管理や橋りょう点検に係る委託費などを計上しております。

3 の河川費では、水門などの維持管理経費やふるさとの川リフレッシュ事業による河川内の立木などの除去費等のほか、継続事業として、かわまちづくり事業に係る事業費等を計上しております。

4 の都市計画費では、下水道事業会計への繰出金及び東川面アクアパークの管理経費を計上しております。

5 の住宅費では、町営住宅、コーポさくらなどの特定公共賃貸住宅、定住促進住宅の各管理経費をそれぞれ計上しておりますが、特定公共賃貸住宅管理費では、コーポさくら・小田の給水設備の改修経費を計上しております。

一枚おめくりいただきまして、14 ページを御覧ください。消防費ですが、1 の常備消防費では、井原地区消防組合負担金を、2 の非常備消防費では、消防団員の団員報酬や団員出動報酬をはじめとした消防団の活動費を計上しております。3 の消防施設費では、消防器庫や消火栓等の施設に係る経費や小型動力ポンプ付積載車の購入費などのほか本部器庫のLED改修等に係る経費を計上しております。

教育費に移りまして、1 の教育総務費では、委員の報酬など教育委員会の運営経費と小北中学校組合の負担金の計上、事務局費では、入学祝金や“やかげ元気給食”実施のための給食会計への補助金のほか、矢掛高校の魅力化事業としまして、地域コーディネーターの配置や生徒への各種補助施策の経費に加え、矢高支援に従事する地域おこし協力隊採用支援に係る委託費などを計上しております。また、外国青年招致事業では、計3名の英語指導助手配置のための経費等を計上しております。

2 の小学校費から、3 の中学校費では、次の15 ページにかけまして、各小・中学校の施設管理費、教育支援員の人件費などをそれぞれ計上しておりますほか、タブレット端末を有効に活用するためのICT教育支援に係る経費や矢掛小学校のトイレ改修に係る工事費、矢掛中学校の教室棟北面へのカーテン取付けに要する経費を計上しております。

5 社会教育費の1 社会教育総務費では、16 ページにかけまして、文化財保護事業、各種生涯学習講座、放課後子ども教室事業など各事業の所要の経費のほか、文化財保存活用地域計画策定の準備経費や毎戸遺跡発掘調査の報告取りまとめに係る経費、重要伝統的建造物群保存地区保存事業補助金などを計上しております。2 の人権教育振興費では、人権啓発教育に関する経費など、3 の公民館費では、公民館活動

経費などを計上しております。4 文化振興費には、おかやま矢掛本陣文学賞に関する経費などを、5 の美術館費には、美術館管理運営費のほか企画展をはじめとした展示、講座に係る経費などを、6 の矢掛会館費と、7 の江尻記念館管理費には、各施設の維持管理経費などをそれぞれ計上しております。8 の文化センター費には、文化センターの施設管理、イベントなどの諸経費と図書館の運営経費などを計上しております。

6 の保健体育費ですが、1 の保健体育総務費では、各種大会開催経費のほか総合型地域スポーツクラブ活動費補助金、マラソン全国大会の開催経費などを、2 の体育施設管理費には、総合運動公園指定管理者への委託料や小田球場の管理経費を、3 の海洋センター費には、施設の維持管理費のほか水泳教室運営費などに加え、トレーニングルームの増設に係る工事費等を計上しております。4 の共同調理場管理費では、給食センター管理経費などを計上しております。

17 ページを御覧ください。災害復旧費では、応急災害復旧に対する経費を計上しております。

公債費では、町債の償還元金、利子及び一時借入金利子の計上でございます。

諸支出金に移りまして、1 の基金費でございますが、1 の財政調整基金費から、18 ページ、38 の農業振興対策基金費まで、それぞれの基金利子などの積立金を計上しております。

最後に予備費といたしまして、1,000 万円で調整しております。

また、次の 19 ページへは、町債残高及び基金の推移についての資料を掲載しておりますので、参考に御覧ください。

以上で、予算編成概要での説明は終わらせていただきまして、引き続き、給与費明細について説明させていただきますので、予算書のほうに戻っていただきまして、終わりのほうになります 202 ページをお開きください。

予算書の 202 ページからは、給与費明細書となっております。まず 1 の特別職でございますが、下の表の比較の欄を御覧ください。計の欄を御覧いただきますと、職員数が 76 名の増となっております。これは、主にその他の特別職で、農林業センサス調査における指導員・統計調査員が増となったこと等によるものでございます。また、給与費欄では、統計関係の調査員報酬の計上により、報酬が増となっていることなどから、共済費と合わせた特別職の合計では、125 万 5,000 円の増となっております。

次に、一般職でございます。総括の比較の欄で御説明しますと、本年度の職員数が 4 名の増となっておりますが、内訳はいわゆる正職員が 5 名の増、会計年度任用職員がフルタイムとパートタイム合わせて 1 名の減となっております。次の給与費は、報酬、給料、職員手当とも大幅に増となっておりますが、いずれも給与改定、職員の異動・昇給及び制度改正によるものでございます。また、次の共済費につきましても、給与費等の増に伴い増となっております。右端の合計欄で、正職員とフルタイム・パートタイムの会計年度任用職員を合わせた合計が 15 億 3,601 万 1,000 円、前年度から 1 億 2,751 万 2,000 円の増となっております。

次の 203 ページですが、先ほどの総括の表を、ア会計年度任用職員以外の職員 —— いわゆる正職員と、その下のイ会計年度任用職員とに分けて計上したもので、会計年度任用職員の職員数につきましては、短時間勤務の職員、パートタイムの職員数を内数として括弧書きで計上しております。

この後、204 ページから 206 ページまでには、正職員についての給料及び職員手当の増減額の明細とそれぞれの状況を載せておりますので、御覧いただきまして説明は省略させていただきたいと思っております。

続いて、207 ページをお開きください。207 ページは、債務負担調書となっております。項目としましては、ため池事業 1 件、指定管理に関するもの 6 件、土地開発公社の損失補償 1 件で、6 年度に発生いたします債務を加えた後の当該年度以降の支出予定額は、一番下の合計欄を御覧いただきますと、2 億 4,289 万 9,000 円となっております。この内、右の欄の特定財源として、国県の支出金が 2,322 万 2,000 円、地方債が 5,460 万円、その他の特定財源が 1,985 万 1,000 円ございますので、町の実質債務負担額は 1 億 5,846 万 6,000 円となっております。

続いて、208 ページでございますが、このページは地方債調書でございます。区分の 1 普通債が通常の事業に伴います起債、2 が災害復旧の起債、3 が臨時財政対策債などのその他の起債となっております。一番下の合計欄で、前年度末であります 5 年度末の見込額が合計 93 億 8,114 万円で、当該年度であります 6 年度中の新たな起債見込額が合計 12 億 1,340 万円、償還見込額が 9 億 2,954 万 7,000 円で、差引 6 年度末における地方債残高見込額は 96 億 6,499 万 3,000 円となり、5 年度末見込み額と比較して、2 億 8,385 万 3,000 円の増となる見込みでございます。

なお、この残高に対しまして、先ほどの当初予算編成概要の 19 ページにも記載しておりますが、後年度の交付税措置分が約 70 億 6,000 万円、また、その他の財源として償還に対して充当する減債基金、公営住宅家賃等が、合計すると約 11 億 2,600 万円ありますので、実質負担は、差引で約 14 億 7,900 万円の見込みとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 議案第 24 号、令和 6 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について、御説明いたします。

まず、第 1 条で歳入歳出予算の総額を 16 億 3,500 万円としております。次に、第 2 条で一時借入金の借入れの最高額を 1 億円としております。最後に、第 3 条は歳出予算の流用について、保険給付費については同一款内で流用できることとしております。

内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。18 ページをお開きください。まず、歳出について御説明いたします。1 款の総務費の 1 項総務管理費は、一般管理費と連合会負担金の合計が 3,406 万 4,000 円で、これは、人件費と事務費でございます。一枚おめくりいただきまして、20 ページでございます。2 項の徴税費は 531 万 4,000 円で、国税の徴収に係る人件費や事務費でございます。次に、一番下の 4 項特別対策事業費は、国税の収納率向上を目的とした県の補助事業でございます。次の 22 ページの一番上の欄に続きますが、合計で 659 万 5,000 円としております。

次に、2 款の保険給付費は、医療費の支払いなどに充てるものでございまして、1 項の療養諸費の合計は 10 億 2,980 万円で、前年度比 3,043 万 6,000 円の減でございます。一枚おめくりいただきまして、24 ページでございます。2 項高額療養費は 1 億 5,720 万円で前年度比 206 万円の減でございます。この療養諸費及び高額療養費は、いずれも過去の実績を基礎として計上しております。次に、4 項の出産育児諸費は 350 万 2,000 円で、出産育児一時金の対象者 7 人を見込んでおります。一枚おめくりください。26 ページでございます。5 項の葬祭諸費は 120 万円で、葬祭費対象者 24 人を見込んでおります。傷病手当金は、令和 5 年 5 月 7 日で制度が終了しておりますので予算計上はございません。

次に、3 款の国民健康保険事業納付金は、財政運営の主体である岡山県へ納めるもので、1 項の医療給付費分が 2 億 4,143 万 8,000 円、2 項の後期高齢者支援金分が 8,544 万 7,000 円。一枚おめくりくださ

い。28 ページでございます。3 項の介護納付金分が 2,349 万 4,000 円で、これら 3 つの事業納付金の合計は 3 億 5,037 万 9,000 円で、前年度比で 2,162 万 9,000 円の増でございます。

次に、6 款の 1 項保健事業費は 605 万 9,000 円で、医療費適正化事業やレセプト点検委託料などでございます。次に、2 項の特定健康診査等事業費は、次の 30 ページの一番上の欄に合計額がございますが 1,606 万 8,000 円で、特定健診や特定保健指導の委託料のほか受診勧奨に係る経費でございます。3 項健康管理センター事業費は 1,476 万 2,000 円で、保健師、運動指導員などの人件費が主なものでございます。

一枚おめくりいただきまして、32 ページでございます。上から 3 番目の 9 款の諸支出金の 2 項繰出金は 627 万 1,000 円で、矢掛町国民健康保険病院への繰出金でございます。

一枚おめくりいただきまして、34 ページでございます。最後、10 款の予備費 167 万 1,000 円で調整しております。

次に、歳入でございますので 8 ページにお戻りください。8 ページでございます、1 款の国民健康保険税は 2 億 134 万 5,000 円で前年度当初予算より 547 万円の減としておりますが、これは被保険者の減少によるものでございます。なお、令和 5 年度は平均被保険者数を 2,680 人と見込んでおりましたが、6 年度につきましては 2,590 人ということで 90 人の減で調整しております。

一枚おめくりいただきまして、10 ページでございます。上から 2 つ目の表でございます。6 款の県支出金の 1 項県補助金の保険給付費等交付金が 12 億 2,219 万 1,000 円で、歳出の保険給付費の減少に伴いまして、前年度比で 2,476 万 4,000 円の減としております。次の広域共同事業交付金は、県内の市町村国保で共通の制度について国保連合会が周知広報事業を行う場合の市町村の費用負担への補助でございます。

一枚おめくりください。12 ページでございます。10 款の繰入金の 1 項他会計繰入金は 1 億 3,031 万 6,000 円で、前年度比 276 万 4,000 円の増としております。これらの繰入金は、保険税の軽減分や人件費など法定の繰入れでございます。次に、2 項の基金繰入金は、支払準備基金繰入金が 7,000 万円で、前年度比 3,000 万円の増でございます。これは、被保険者の減少による保険税不足を補うものでございます。

一枚おめくりください。14 ページです。11 款の繰越金は 879 万 2,000 円で、前年度その他繰越金でございます。

最後に、12 款の諸収入でございますが、一番下の表 4 項の雑入の 6 雑入ですが、前年度比で 58 万 5,000 円の減としております。これは、特定健診の受診者負担金収入の減でございます。国保の特定健診は 1 人 500 円の自己負担をいただいておりますが、令和 6 年度からは受診率向上のために自己負担をゼロといたします。財政的には非常に厳しいのですが、受診率の向上によりまして疾病の早期発見、早期治療を行うことは必ず将来の医療費削減につながるものと考えております。また、受診率を向上させることで国や県の公費の増額を見込むことができます。

歳入については、以上でございます。なお、36 ページ以降の給与費明細書は一般会計に準じて作成しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**〇議長（花川大志君）** お諮りいたします。説明の途中ですが、ここで 15 分程度休憩いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、10時45分まで休憩いたします。休憩。

午前10時31分 休憩

午前10時44分 再開

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。福祉介護課長。

**○福祉介護課長（稲田由紀子君）** 議案第25号、令和6年度矢掛町介護保険特別会計予算について、御説明を申し上げます。

第1条でございますが、この会計は保険事業勘定とサービス事業勘定の2つがございます。歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定が20億6,100万円、サービス事業勘定が1,900万円でございます。次に、第2条でございますが、一時借入金の借入れの最高額を1億円としております。次に、第3条でございますが、歳出予算の流用で、保険事業勘定の保険給付費について同一款内で各項間の流用ができるとするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、18ページをお開きください。保険事業勘定の歳出から主なものの説明いたします。

まず、1款の総務費の1項総務管理費は、一般管理費と連合会負担金を合わせまして1,986万1,000円で、人件費や委託料など所要の経費を計上しております。一枚おめくりいただきまして、2項徴収費は543万9,000円で、介護保険料の賦課徴収に係る所要の経費を計上しております。次に、3項の介護認定審査会費につきましては695万6,000円で、要介護認定に係る審査会や認定調査委託料、主治医意見書料などの経費を計上しております。一枚おめくりいただきまして、4項の趣旨普及費につきましては224万8,000円で、全戸配布を予定しております介護保険のパンフレットの経費と地域ミニデイサービスの団体立ち上げを支援する補助金でございます。

一つ飛ばして、2款の保険給付費でございますが、1項の介護サービス等諸費につきましては、次のページに続きまして、合計で17億7,335万円を計上しております。これは、要介護1から5の方の給付費でございます。次に、2項の介護予防サービス等諸費は、次のページに続きまして、4,942万6,000円で、これは、要支援1と要支援2の方の給付費でございます。一つ飛ばして4項の高額介護サービス等費と次のページの5項高額医療合算介護サービス等費は、介護サービスや医療サービスを使われた方が、限度額を超えて負担をされた場合に給付されるものでございます。次に、6項の特定入所者介護サービス等費につきましては、5,181万6,000円でございます。これは、所得・資産の状況から、施設入所等に係る居住費や食費の負担が大きい人に対して、居住費や食費の減額を行った際に給付されるものです。

次に、5款の地域支援事業費、1項の介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、次のページに続きまして、合計で3,968万8,000円を計上しております。これは、要支援1,2の方とチェックリストにより事業対象者となった方の通所サービスや訪問サービスなどでございます。次の2項の一般介護予防事業費でございますが351万2,000円で、まちの健康リーダーや100歳体操の事業に係る経費等でございます。一枚おめくりいただきまして、32ページになります。3項の包括的支援事業・任意事業費でございますが、次のページに続きまして、6,482万2,000円で、地域包括支援センターの人件費が主なものでございます。

続きまして歳入でございますが、ページをお戻りいただきまして、8ページを御覧ください。歳入につきましては、歳出の保険給付費や地域支援事業費に基づきまして、保険料のほか国、支払基金、県、

町の法令による負担割合により計上しております。

歳入につきましても、主なもののみ説明させていただきます。まず、1 款の保険料は、65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料でございますが、3 億 6,640 万円を計上しております。前年度予算比 190 万円の減としております。これは、被保険者の減少によるものでございます。

一つ飛ばして、4 款の国庫支出金では、1 項の国庫負担金は 3 億 3,710 万 8,000 円、次の 2 項の国庫補助金は、次のページに続きまして、合計で 1 億 7,892 万 7,000 円を計上しております。

次に、5 款の支払基金交付金は合計で 5 億 2,801 万 6,000 円で、これは 40 歳から 64 歳の第 2 号被保険者の負担分でございます。

6 款の県支出金は、1 項の県負担金が 2 億 8,442 万 7,000 円、次の 2 項の県補助金は、一枚おめくりいただきまして、合計で 1,810 万 2,000 円を計上しております。

一つ飛ばして、8 款の繰入金の 1 項の一般会計繰入金は合計で 3 億 203 万 6,000 円を計上しております。次に一枚おめくりいただきまして、14 ページでございます。2 項の基金繰入金は、支払準備基金繰入金として 4,000 万円を計上しております。次に 3 項介護サービス事業勘定繰入金は、サービス事業勘定の介護予防サービス計画費収入を繰り入れるもので、401 万 4,000 円を計上しております。

次に、9 款の繰越金でございますが、前年度繰越金として 177 万 9,000 円を計上しております。

以上で、保険事業勘定の説明を終わらせていただきまして、次にサービス事業勘定につきまして、50 ページをお開きください。サービス事業勘定につきましても、主なもののみ説明させていただきます。

まず、歳出でございますが、2 款のサービス事業費の 2 項の介護予防支援事業費は 1,400 万円を計上しております。これは、介護予防支援事業所の人件費と介護予防プラン作成の事務費など所要の経費を計上しております。

一つ飛ばして、8 款の諸支出金の 2 項繰出金は 401 万 4,000 円で、サービス計画収入を保険事業勘定へ繰り出すものでございます。

次に、歳入でございますが、48 ページへお戻りください。1 款のサービス収入は 401 万 4,000 円で、これは、介護予防プランの作成収入でございます。

次に、8 款の繰入金は、1,400 万円で保険事業勘定からの繰入金で、介護予防支援事業所の人件費と事務費に関わるものでございます。

以上がサービス事業勘定でございます。なお、それぞれの事業勘定に、給与費明細書を添付いたしておりますが、一般会計に準じて作成しておりますので、説明は省略させていただきます。

議案第 25 号につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 議案第 26 号、令和 6 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明いたします。

まず、第 1 条で歳入歳出予算の総額を 3 億 1,900 万円としております。次に、第 2 条で一時借入金の借入れの最高額を 5,000 万円としております。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。10 ページを御覧ください。まず、歳出について御説明いたします。上から 3 番目の欄で、2 款の後期高齢者医療広域連合納付金は、医療費の支払に充てるものでございまして、3 億 1,070 万 1,000 円で、前年度比 5,706 万 7,000 円の増でございます。



一枚おめくりいただきまして、12 ページでございます。4 款の予備費を 145 万 7,000 円で調整しております。

次に、歳入でございますので、6 ページをお開きください。1 款の後期高齢者医療保険料は 2 億 3,960 万円で、前年度比で 4,810 万円の増としております。

次に、3 款の繰入金の 1 項一般会計繰入金のうち目の 2 の保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するものでございまして、事務費繰入金と合わせた予算額は 7,748 万 2,000 円で、前年度比 940 万円の増でございます。

4 款の繰越金は、165 万 2,000 円で前年度繰越金でございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 病院管理者。

**○病院管理者（村上正和君）** 令和 6 年度の予算説明の前に病院の運営方針につきまして、私の考えを述べさせていただきます。

私は、名部前事業管理者の任期満了に伴い 1 月より事業管理者兼院長を拝命することとなりました。平成 18 年より矢掛病院に勤務し、今年で 18 年目になります。この間は、診療を中心に地域医療の中でいろんな方々に出会い、地域医療の課題と向き合う貴重な日々でした。

このたび、事業管理者就任にあたり、矢掛病院の 3 つの目標を立てております。

1 つ目は、質の良い医療・看護を提供するということです。いま、医療は、“治し、支える医療”が求められています。高齢で慢性疾患を持つことの多い患者さんは、治すだけでは不十分で、同時に支えることが必要です。病院の全ての部署が協同して、質の高い医療・看護を提供するために行動することが大切と考えています。

2 つ目は、地域医療を守るということです。矢掛町唯一の公的病院として、地域を守る、地域包括ケアを守ることは私たちの大切なミッションです。救急体制やかかりつけ医機能を維持することが求められています。また、これを維持するためにも経営基盤をしっかりとさせ、今だけでなく将来の変化にも備えることのできる病院でなければなりません。社会や地域の状況が刻々と変わる中、新しい課題に向き合い、チャレンジし努力してまいります。

また、将来の医療人を地域で育てることも、これから地域医療を維持するためには必要な活動であると思っています。地道な日々の診療活動の中で、地域医療の魅力、やりがいを感じ仕事を楽しむことのできるチーム作りをしていきたいと考えています。

3 つ目は、働きやすい職場をつくることです。風通しの良い職場であることが必要と思います。病院のスタッフのみんなが生き生きと働く職場環境の中で、一人ひとりが地域や病院に貢献したいと思えるような病院でありたいと考えています。

地域の病院は、大病院と異なる役割を担っています。大きな病院と比較すれば少ない医療資源ではありますが、地域を守るために最善の医療を提供する、身近な信頼できる病院を目指します。

矢掛町は、自然が豊かで星もきれいな歴史のあるまちです。この豊かさは掛け替えのないものです。この地域の良さを次世代へ引き継いでいくためにも、3 つの目標を心掛けて取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様の御支援をよろしくお願い申し上げます。

予算書の概要につきましては、この後事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 病院事務長。

**○病院事務長（坪田芳隆君）** それでは、議案第 27 号、令和 6 年度矢掛町病院事業会計予算について、御説明をさせていただきます。

第 2 条で業務の予定量でございますが、病床数 117 床、患者数は年間の患者数を入院 3 万 8,300 人、外来 4 万人としております。次に、建設改良計画といたしましては、改良整備費 1,200 万円、固定資産購入費 6,300 万円を予定いたしております。

次に、第 3 条の収益的収入及び支出でございますが、収入・支出ともに 17 億 7,400 万円の収支均衡予算として調整いたしております。

次に、第 4 条の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入が 1 億 4,400 万円、一枚おめくりいただき次のページになりますが、資本的支出が 2 億 300 万円で、収入額が支出額に対し不足する額 5,900 万円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第 5 条の企業債でございますが、目的を医療機器等整備事業及び施設改良整備事業とし、限度額をそれぞれ 5,550 万円と 860 万円を予定しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法は一般会計に準じております。

次に、第 6 条の一時借入金でございますが、限度額を 1 億円といたしております。

第 7 条では、支出予算における各項の間の流用を医業費用と医業外費用の間ですることができるものとしております。

第 8 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費 11 億 5,820 万円、交際費 100 万円としております。

第 9 条のたな卸資産の購入限度額は、薬品、医療材料などで、2 億 5,000 万円といたしております。

詳しい内容につきましては、5 ページから説明させていただきます。令和 6 年度の病院事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出で、まず収入の医業収益でございますが、入院収益、外来収益、その他医業収益合わせまして 15 億 1,230 万円を見込んでおります。その他医業収益には、救急医療分などの繰入金、入院の部屋代、各種検診料などを見込んでおります。次に、医業外収益でございますが、予定額を 2 億 4,850 万円と見込んでおりまして、内訳といたしまして、受取利息及び配当金、補助金などで、負担金交付金は一般会計からの繰入金でございます。また、患者外給食・薬品収益は、たかつま荘からの受託分でございます。長期前受金戻入には、減価償却分の補助金相当分の戻入れ、その他医業外収益には、たかつま荘からの診療受託料、外来患者の流動食、レンタル物品の手数料などそれぞれ見込み額を計上いたしております。そして、特別利益としまして、職員の退職金に係る引当金を該当職員で調整したことによる戻入れ 1,320 万円を計上しております。

次に、支出でございますが、まず、医業費用につきまして 17 億 2,640 万円を計上いたしており、内容といたしまして、給与費は職員の給料、手当、報酬等の人件費、材料費は薬品、診療材料、給食材料などであります。経費は主なものといたしましては委託料、光熱水費、燃料費、賃借料、消耗品などを計上いたしております。そして、減価償却費、資産減耗費、また、研究研修費などをそれぞれ計上いたしております。

次に、医業外費用の 4,560 万円でございますが、内容といたしましては、支払利息及び企業債取扱諸費が起債の償還利息でございます。患者外給食材料費、患者外薬品費はいずれもたかつま荘入所者などへの提供分の費用でございます。また、消費税及び地方消費税、雑損失にそれぞれ所要の予定額を計上

いたしております。最後に、予備費を 200 万円で調整いたしております。

一枚おめくりいただきまして、資本金収入及び支出でございますが、収入では、企業債として 6,410 万円を計上し、出資金 7,710 万円は一般会計からの繰入金で起債の償還元金に対する繰出基準に基づくものでございます。また、補助金 280 万円は国保会計からの補助金でございます。

次に、支出といたしまして、建設改良費 7,500 万円につきましては、施設設備や医療機器等の更新などを予定いたしております。また、企業債償還金 1 億 2,800 万円が起債の元金償還分でございます。

次に、7 ページでございますが、令和 6 年度の病院事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。当年度中における資金の増減見込みを、業務活動・投資活動・財務活動に区分して表にしておりますが、御覧をいただきまして、説明は省略させていただきたいと思っております。

8 ページ以降は、給与費明細書でございますが、一般会計の例に準じて作成しておりますので説明を省略させていただきまして、次に 16 ページをお開きいただきたいと思います。

令和 6 年度の病院事業予定貸借対照表でございます。病院の財政状態を表しておりまして、資産合計額と負債・資本合計額をそれぞれ 38 億 563 万 1,000 円で調整いたしております。

次に、18 ページをお開きください。令和 5 年度の病院事業予定損益計算書でございます。令和 5 年度の決算見込みで、当年度未処理欠損金を 1 億 6,222 万円としております。

次の 19 ページ、20 ページは、令和 5 年度の予定貸借対照表でございます。

本年度末の財政状態の見込みを表したもので、資産合計額と負債・資本合計額をそれぞれ 38 億 4,432 万 7,000 円で調整いたしております。

次の 21 ページは、注記を掲載しておりますが御覧いただき、説明は省略させていただきます。

なお、22 ページ以降に予算説明書を添付しておりますが、説明が重複いたしますので省略させていただきたいと思っております。

以上をもちまして、令和 6 年度矢掛町病院事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

**○議長（花川大志君）** 介護老人保健施設事務長。

**○介護老人保健施設事務長（小出優子君）** それでは、議案第 28 号、令和 6 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について、御説明いたします。

第 2 条、業務の予定量でございますが、定員は入所 50 人、通所 30 人とし、利用者は年間 2 万 3,500 人を見込んでおります。建設改良計画では改良整備費 572 万円、固定資産購入費 570 万円を予定しております。

第 3 条の収益的収入及び支出では、収入支出とも 3 億 2,600 万円で調整し、収支均衡の予算編成となっております。

2 ページを御覧ください。第 4 条、資本金収入及び支出につきましては、収入を 4,311 万円、支出を 5,981 万円としております。なお、資本金収入額が資本金支出額に対し不足する額 1,670 万円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第 5 条、企業債につきましては、その目的を介護老人保健施設事業とし、その限度額は 1,130 万円を予定しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法は一般会計に準じております。

第 6 条、一時借入金につきましては、その限度額を 3,000 万円と定めております。

第 7 条、支出予算における各項の間の流用を運営事業費用と運営事業外費用の間で流用ができるもの

としております。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費2億1,679万円、交際費10万円を計上いたしております。

5ページを御覧ください。令和6年度の介護老人保健施設事業会計予算実施計画でございます。収益的収入及び支出について、収入総額は3億2,600万円で、内訳といたしまして運営事業収益は2億9,604万円。施設療養費収益には介護報酬、施設利用料収益には介護報酬の個人負担分や食費など、その他運営事業収益には居住費などを計上しております。

運営事業外収益は2,646万円で、受取利息及び配当金には、有価証券などの利息、負担金交付金には、企業債償還の利息に対する一般会計からの繰入金などを、長期前受金戻入には減価償却費の補助金相当額の戻入れを、その他運営事業外収益には、太陽光発電の売電収入などを、また、消費税及び地方消費税還付金には、消費税の申告を行うことで見込まれる還付金550万円を計上しております。

特別利益には、退職給付引当金の戻入れとして350万円を計上しております。

次に支出でございますが、総額は3億2,600万円で、内訳といたしまして、運営事業費用は3億2,428万円。給与費には職員の給料、手当、報酬など、材料費には薬品や療養材料など、経費には委託料、光熱水費、賃借料など、減価償却費には固定資産の減価償却予定額を、資産消耗費には固定資産の除却費用を、研究研修費には研修費用などを計上いたしております。

次に、運営事業外費用は160万円で、支払利息及び企業債取扱諸費、雑損失にそれぞれ所要の予定額を計上し、予備費12万円で調整しております。

6ページをお開きください。資本金的収入及び支出でございます。収入総額は4,311万円で、内訳といたしまして、企業債は1,130万円で建設改良に伴う借入金を、出資金は3,181万円で企業債元金償還に係る一般会計からの繰入金を計上しております。次に、支出総額は5,981万円で、内訳としまして、建設改良費は1,142万円でナースコール等の更新を予定しております。企業債償還金は4,839万円で、令和6年度返済予定額を計上しております。

次の7ページ、令和6年度の予定キャッシュ・フロー計算書は病院事業会計と同様に、8ページから15ページの給与費明細書は一般会計に準じて作成しておりますので、御覧いただくことで詳細な説明は省略させていただきます。

16ページ、17ページをお開きください。令和6年度の予定貸借対照表でございます。令和6年度末の財政状況を表しており、資産合計・負債資本合計をそれぞれ11億5万5,000円で調整いたしております。

18ページをお開きください。令和5年度の予定損益計算書でございます。令和5年度の決算見込みであり、当年度純損失として483万円を見込んでおります。

19ページ、20ページを御覧ください。令和5年度の予定貸借対照表でございます。令和5年度末の財政状況を表しており、資産合計・負債資本合計をそれぞれ11億1,167万2,000円で調整いたしております。

続く21ページには注記を、22ページ以降には予算説明書を添付しておりますので、御覧いただきまして、説明のほうは省略させていただきます。

以上で、議案第28号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** それでは、議案第29号、令和6年度矢掛町水道事業会計予算について

て、御説明いたします。

はじめに、議案第 29 号、令和 6 年度矢掛町水道事業会計予算について、御説明いたします。まず、第 2 条、業務の予定量でございますが、給水戸数は前年度比で 30 戸増の 5,380 戸、年間総給水量は前年度と同数の 130 万立方メートル、1 日平均給水量 3,562 立方メートルを予定しております。建設改良計画では、配水設備費 1 億 7,600 万円、営業設備費 266 万円、老朽施設整備費 1 億 2,950 万円を予定しております。

第 3 条、収益的収入及び支出では、水道事業収益を 3 億 1,800 万円、水道事業費用を 3 億 7,300 万円の収支差引 5,500 万円の赤字予算で調整しております。第 4 条、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を 2 億 7,200 万円、資本的支出を 3 億 9,400 万円で調整いたしております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 2,200 万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

2 ページを御覧ください。第 5 条、債務負担行為でございます。新水源開発事業で、機械・電気設備工事につきましては、工事期間が 1 年を超えることとなるため債務負担行為により事業を実施しようとするもので、期間を令和 7 年度、限度額を 5,000 万円と定めております。

次に、第 6 条、企業債につきましては、起債の目的を水道事業とし、その限度額を 2 億円とさせていただいております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、一般会計に準じております。

第 7 条、一時借入金につきましては、その限度額を 1 億 5,000 万円と定めております。

第 8 条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合として、営業費用、営業外費用に不足が生じた場合と定めております。

第 9 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費 4,152 万 7,000 円といたしております。

第 10 条、たな卸し資産の購入限度額は 500 万円と定めております。

続きまして、5 ページを御覧ください。令和 6 年度矢掛町水道事業会計予算実施計画でございます。まず、収益的収入及び支出につきまして、収入総額は 3 億 1,800 万円で、内訳といたしまして、営業収益は 2 億 3,331 万 9,000 円で、給水収益には水道料金、その他営業収益には、閉開栓手数料や審査検査手数料などを計上しております。

次に、営業外収益は 8,468 万 1,000 円で、受取利息及び配当金には有価証券などの利息、他会計負担金には旧簡易水道事業債の起債償還利子に対する一般会計負担金を、長期前受金戻入には減価償却費の補助金相当額の戻入れ、雑収益には太陽光発電の売電収入などを計上しております。

次に、支出でございますが、総額は 3 億 7,300 万円で、内訳といたしまして、営業費用は 3 億 6,083 万 2,000 円で、原水及び浄水費には動力費、取水関連の修繕費、委託料など、配水及び給水費には配水管の修繕費及び点検管理委託費など、総係費にはメーター検針委託料、職員給与費など、減価償却費には固定資産の減価償却予定額を、資産減耗費には固定資産の除却費用などを計上しております。

次に、営業外費用は 1,156 万 8,000 円で、支払利息及び企業債取扱諸費、消費税、雑支出にそれぞれ所要の予定額を計上し、予備費 60 万円で調整しております。

続きまして 6 ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入総額は 2 億 7,200 万円。内訳といたしまして、工事負担金は 5,945 万 5,000 円で、新規加入負担金、配水管移設に係る工事負担

金です。企業債は2億円で建設改良に伴う借入金を、他会計からの出資金は1,104万5,000円で旧簡易水道事業債の起債償還元金に対する一般会計負担金を、補助金は150万円で建設改良に伴う国庫補助金をそれぞれ計上しております。

次に、支出総額は3億9,400万円で、内訳といたしまして、建設改良費は3億1,100万円で、配水設備費として1億7,600万円で、配水管の移設工事、新水源開発工事等の工事請負費、職員給与費などを計上しております。営業設備費は266万円で量水器の購入費を、老朽施設整備費は1億2,950万円で老朽管の耐震化更新工事、老朽施設の更新工事等の工事請負費、中央配水池の耐震改修基本設計業務の委託経費など、固定資産購入費は284万円で新水源地の土地購入費を計上しております。また、企業債償還金は8,300万円で、令和6年度返済予定額を計上しております。

次の7ページ、令和6年度の予定キャッシュフロー計算書は、他の企業会計と同様に、また、8ページから15ページの給与費明細書は、一般会計に準じて作成しておりますので、御覧いただくことで詳細な説明は省略させていただきます。

16ページを御覧ください。債務負担に関する調書といたしまして、新水源開発事業に伴います債務負担行為の期間、限度額、財源を記載させていただいております。債務負担行為の限度額は5,000万円、財源といたしましては、企業債を予定させていただいております。

17ページ、18ページを御覧ください。令和6年度の予定貸借対照表でございます。令和6年度末の財務状況を表しており、資産合計・負債資本合計をそれぞれ61億9,423万6,000円で調整いたしております。

19ページを御覧ください。令和5年度の予定損益計算書でございます。令和5年度の決算見込みであり、1,631万9,000円の純損失を見込んでおります。

続きまして、20ページ、21ページを御覧ください。令和5年度の予定貸借対照表でございます。令和5年度末の財務状況を表しており、資産合計、負債資本合計をそれぞれ61億9,806万5,000円で予定いたしております。

続く22ページには注記を、23ページ以降には予算実施計画説明書を添付いたしておりますので、御覧いただきまして、説明につきましては省略させていただきます。

以上、議案第29号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第30号、令和6年度矢掛町下水道事業会計予算について、御説明いたします。

まず第2条、業務の予定量でございますが、接続戸数は前年度比で40戸増の3,820戸、年間総処理水量は前年度比で4万6,000立方メートル増加の111万2,000立方メートル、1日平均処理水量3,047立方メートルを予定しております。建設改良計画では、管渠建設費8,014万円、ポンプ場建設費600万円、処理場建設費1億5,953万1,000円を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出では、下水道事業収益を7億5,300万円、下水道事業費用を7億9,800万円の収支差引4,500万円の赤字予算で調整いたしております。

次に第4条、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を5億2,800万円、2ページに移りますが、資本的支出を8億2,200万円で調整いたしております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億9,400万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次に第5条、企業債につきましては、起債の目的を下水道事業とし、その限度額を1億2,140万円とさせていただくものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては一般会計に準

じております。

第6条、一時借入金につきましては、その限度額を4億円と定めております。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合として、営業費用、営業外費用に不足が生じた場合と定めております。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして職員給与費 3,681 万 1,000 円といたしております。

続きまして、5 ページを御覧ください。令和6年度矢掛町下水道事業会計予算実施計画でございます。まず、収益的収入及び支出につきまして、収入総額は7億5,300 万円で、内訳といたしまして、営業収益は2億645 万 8,000 円で、下水道料金にはM I C S 処理負担金と笠岡市汚水流入負担金を含む汚水処理料金を、また、その他の営業収益にはM I C S 処理施設維持管理負担金、手数料などを計上しております。

次に、営業外収益は5億4,654 万 2,000 円で、他会計負担金には一般会計からの繰入金で負担区分に基づくもの、長期前受金戻入には減価償却費の補助金相当額の戻入れ、雑収益には延滞金などを計上しております。

次に、支出でございます。総額は7億9,800 万円で、内訳といたしまして、営業費用は7億3,120 万円で、管渠費・処理場費・ポンプ場費にそれぞれ動力費、施設修繕費、委託料など、総係費には職員給与費など、減価償却費には固定資産の減価償却予定額を、資産減耗費には固定資産の除却費用などを計上しております。

次に、営業外費用は6,580 万円で、支払利息及び企業債取扱諸費、雑支出、消費税及び地方消費税にそれぞれ所要の予定額を計上し、予備費 100 万円で調整しております。

続きまして、6 ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入総額は5億2,800 万円。内訳といたしまして、企業債は1億2,140 万円で建設改良に伴う借入金を、出資金は2億8,418 万 2,000 円で負担区分に基づく一般会計からの出資金を、負担金は2,491 万 8,000 円で受益者負担金や笠岡市からの建設工事負担金など、補助金は9,750 万円で建設改良に伴う国庫補助金を、それぞれ計上しております。

次に、支出総額は8億2,200 万円で、内訳といたしまして、建設改良費は2億4,567 万 1,000 円で、管渠建設費として、農業集落排水横谷地区の公共下水道統合管路設計委託費、公共下水道施設ストックマネジメント計画策定委託費、マンホール長寿命化工事費などを計上いたしております。ポンプ場建設費は600 万円で緊急修繕対応の予定経費を、処理場建設費は1億5,953 万 1,000 円で、前年度から継続費事業で実施しております矢掛浄化センターの機械設備などの長寿命化工事費の令和6年度予定額、浄化センター管理汚泥棟の耐震補強工事費などを計上しております。企業債償還金は5億7,632 万 9,000 円で、令和6年度返済予定額を計上しております。

次の7ページ、令和6年度の予定キャッシュフロー計算書は、他の企業会計と同様に、また、8ページから13ページの給与費明細書は、一般会計に準じて作成しておりますので、詳細な説明は省略させていただきます。

14 ページを御覧ください。継続費に関する調書といたしまして、浄化センター長寿命化事業に伴います継続費の財源を表させていただいております。表の中段、令和6年度の欄を御覧ください。令和6年度の事業費は、年割額で1億60 万円、その財源内訳といたしまして、補助金 4,375 万円、企業債 4,540

万円、負担金 ―― これは笠岡市からの建設工事負担金になりますが 1,139 万 8,000 円、過年度損益勘定留保資金 5 万 2,000 円で予定をさせていただいております。

15 ページ、16 ページを御覧ください。

令和 6 年度の予定貸借対照表でございます。資産合計、負債資本合計を、それぞれ 140 億 1,474 万 1,000 円で調整いたしております。

17 ページを御覧ください。令和 5 年度の予定損益計算書でございます。令和 5 年度の決算見込みであり 3,023 万 7,000 円の純損失を見込んでおります。

18 ページ、19 ページを御覧ください。令和 5 年度の予定貸借対照表でございます。令和 5 年度末の財務状況を表しており、資産合計、負債資本合計を、それぞれ 143 億 8,411 万円で予定いたしております。

続く 20 ページには注記を、21 ページ以降には予算実施計画説明書を添付いたしておりますので、御覧いただきまして、説明につきましては省略させていただきます。

以上、議案第 30 号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** それでは、議案第 31 号と第 32 号の 2 議案について、御説明いたします。

まず、議案第 31 号、令和 6 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算についてでございます。

この特別会計は座取り的な会計でございまして、農地規制等で土地開発公社による事業実施が困難な場合に、この会計で工場誘致等に係る造成を行うためのものでございます。第 1 条で、予算の総額を 290 万円とさせていただくものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、6 ページをお開きください。

まず、歳入につきましては、繰越金で 290 万円でございます。

一枚おめくりいただきまして、歳出につきましては、事業費といたしまして 70 万円で、事務的な経費の計上でございます。

予備費 220 万円で調整させていただいております。

議案第 31 号の御説明は以上とさせていただきます。続きまして、議案第 32 号、令和 6 年度矢掛町各財産区特別会計予算について、御説明させていただきます。

第 1 条にありますように美川財産区から小田財産区まで 13 財産区について、それぞれ予算計上させていただいております。各財産区とも、通常の経費を計上させていただいておりますので、個々の説明の方は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わります。

~~~~~

○議長（花川大志君） 町長から提案理由の説明並びに担当課長らからの説明が終わりました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日 6 日の午前 9 時 30 分から再開いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日 6 日の午前 9 時 30 分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会といたします。皆様御苦労さまでした。散会。

午前11時33分 散会